

認証区分A(断熱材製造事業者) 製品認証審査要綱

平成28年3月23日改訂

本審査要綱は、JIS 規格のある断熱材において、JIS 認証を持つ断熱材製造事業者が申請する JIS 規格値を表示する製品の優良断熱材認証を行うに当たり JIS 認証を確認することで断熱材の基本的な製造手順及び技術的生産条件、品質管理体制、製品品質が確保されていることを審査する際の要綱を定める。

1. 認証の範囲

認証の範囲は、製品基材の当該JIS種類毎とする。

表1. 認証の範囲

JIS 規格	基材の種類	認証範囲
JISA 9521:2014	グラスウール断熱材	各種類
	ロックウール断熱材	
	ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	
	押出法ポリスチレンフォーム断熱材	
	硬質ウレタンフォーム断熱材	
	ポリエチレンフォーム断熱材	
	フェノールフォーム断熱材	
JIS A 9511:2006R	ビーズ法ポリスチレンフォーム	特号、1号、2号、3号、4号
	押出法ポリスチレンフォーム	1種(a, b)、2種(a, b)、3種(a, b)
	硬質ウレタンフォーム	1種(1号、2号)、2種(1号、2号)
	ポリエチレンフォーム	1種、2種
	フェノールフォーム	1種(1号、2号)、2種(1号、2号、3号)、3種(1号)

2. 書類審査

申請者は以下の書類を提出し書類審査を受ける。書類審査は申請時における事務局による「形式審査」を経て、審査委員会による「本審査」が行われる。

表2. 申請書類および書類審査内容

申請書	添付資料	書類審査内容	
様式1. 申請書(全認証区分共通)	・会社案内等 ・会社法人登記・登記事項証明書 ・JIS 認証証(写)・付属書(写)、直近の定期認証維持審査の判定結果通知書(写)	①会社の確認	・登記事項証明書記載の代表者、本社、事業所等の所在地および名称が申請書と一致している事 ・第三者認証が維持されている事
		②申請事業区分の確認	登記事項証明書に当該事業が記載されており申請事業区分と一致している事
	・申請対象製品が含まれているカタログ、施工マニュアル、製造仕様書等	③製品を販売していることの確認	申請対象製品がカタログ等に含まれており、製品規格が記載されている事
		④製品区分	申請対象製品の商流(発注元、販売先等)が分かる事
		⑤認証区分、品目と製品名	実施規定3.(1)に即した記載と内容である事
	・当該認証区分申請の理由説明書	⑥区分A(製造事業者)とした理由	客観的事実に基づき説明されている事
	・ホルムアルデヒド放散等級 F4☆およびノンフロンであることの説明資料	⑦健康安全性及び環境への配慮	F4☆およびオゾン層破壊物質、地球温暖化ガスを使用していないことを外部公表資料等で説明されている事
	・表示値の説明資料	⑧申請対象製品に表示する性能表示マークの内容	・製品性能表示値が JIS 規格値である事

3. 判定

審査委員会は、書類審査により JIS 認証の登録および更新が確認でき、かつ製品表示性能値が JIS 認証範囲内にあり JIS 規格値であることが確認できた場合、(一社)日本建材・住宅設備産業協会 優良断熱材 区分 A 製品として合格と判定し認証する。

事務局は速やかに申請者に対しその旨を通知するとともに、「様式6. 認証書(製造事業者)」を申請者に対して発行する。

問題があると判定した場合は、申請者に対して「様式8. 不合格通知書」でその理由を報告し、改善対策について打診する。